

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和五年一月一日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第三十九条の十五第一項第一号の改正規定

ロ 第二条中令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の十五第一項第一号の改正規定及び令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の百五十五第一項第一号の改正規定

二 第一条中租税特別措置法施行令第四十六条第二項の改正規定、同令第四十六条の七第一項の改正規定、同令第四十六条の八の二（見出しを含む。）の改正規定及び同令第四十六条の八の三の改正規定並びに附則第三十九条の規定 令和五年四月一日

三 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二の改正規定、同令第四条の五の改正規定、同令第四条の六の二の改正規定、同令第四条の七の第二項の改正規定、同令第二十五条の十の十第六項の改正規定及び同令第二十五条の十三の七第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和五年十月一日

四 次に掲げる規定 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第六条の二の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十八条の七及び第二十八条の八の改正規定

ロ 第二条中令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十八条の七及び第二十八条の八の改正規定並びに令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の五十四及び第三十九条の五十五の改正規定

五 次に掲げる規定 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第六条の六を同令第六条の五とし、同条の次に一条を加える改正規定（同令第六条の六を同令第六条の五とする部分を除く。）及び同令第二十九条の四の改正規定

ロ 第二条中令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十九条の四の改正規定、令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十条第三項第九号の改正規定（「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八條の三十六」を「又は第六十八條の三十三から第六十八條の三十六まで」に改める部分に限る。）、令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の六十三の改正規定及び令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の六十九第三項第一号の改正規定（「、第六十八條の三十三、第六十八條の三十五又は第六十八條の三十六」を「又は第六十八條の三十三から第六十八條の三十六まで」に改める部分に限る。）。

六 第一条中租税特別措置法施行令第二十二條の四第二項第四号の改正規定、同令第二十二條の九第一項の改正規定（「この項」を「この條」に改める部分を除く。）、同令第三十九條の三第五項第四号の改正規定、同令第三十九條の六第二項の改正規定、同令第四十條の六の改正規定、同令第四十條の六の二第八項の改正規定及び同令第四十條の七の改正規定並びに附則第八條第一項、第十八條及び第二十一條の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

七 第一条中租税特別措置法施行令第二十二條の七第三項の改正規定、同令第二十五條の十七の二第一項の改正規定及び同令第三十九條の四第四項の改正規定 博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

八 第一条中租税特別措置法施行令第二十六條の二十八の二第六項第七号ロの改正規定及び附則第十一條の規定 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

（国外株式の配当等の源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第四条の五第六項の規定は、令和五年十月一日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき当該国外株式の配当等については、なお従前の例による。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置）

第三条 新令第四条の六の二第七項の規定は、令和五年十月一日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき当該上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

2 新令第四条の六の二第四十項の規定は、令和五年十月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等について適用する。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四条 新令第五条の五の三第一項の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得又は建設をする所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下「改正法」という。）第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十条の四の二第一項に規定する特定建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の四の二第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第五条 新令第五条の七（第八項後段に係る部分に限る。）の規定は、令和五年分以後の所得税について適用し、令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の特定地域における工業用機械等の特別償却に関する経過措置）

第六条 改正法附則第二十八条第二項の規定により同項各号に掲げる区域をそれぞれ新法第十二条第一項の表の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令第六条の三第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 新令第六条の三第一項第一号に掲げる場合 改正法附則第二十八条第二項第一号に規定する経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間（以下

「経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間」という。）

- 2| 新令第六条の三第一項第二号に掲げる場合 改正法附則第二十八条第二項第二号に規定する経過旧国際物流拠点産業集積計画期間（以下「経過旧国際物流拠点産業集積計画期間」という。）

- 2| 改正法附則第二十八条第三項の規定により同項に規定する旧特定経済金融活性化産業（以下「旧特定経済金融活性化産業」という。）に属する事業を新法第十二条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令第六条の三第一項第三号の規定にかかわらず、改正法附則第二十八条第三項に規定する経過旧経済金融活性化計画期間（以下「経過旧経済金融活性化計画期間」という。）とする。

- 3| 新令第六条の三第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第十二条第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

（探鉱準備金に関する経過措置）

- 第七條 新令第十四条第一項の規定は、令和五年分以後の所得税について適用し、令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

- 2| 新令第十四条第四項の規定により同条第三項に規定する探掘所得金額から控除する金額のうち令和四年分以前の年分に係る部分の金額は、新法第二十二條第一項に規定する政令で定める鉱物に国外にある石炭、亜炭及びアスファルトを含むものとして租税特別措置法施行令第十四条第四項の規定により計算した金額とする。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

- 第八條 新令第二十二條の九の規定は、個人が附則第一条第六号に定める日以後に行う新法第三十四條の三第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧法第三十四條の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

- 2| 新令第二十四條の二第三項の規定は、個人が令和四年一月一日以後に行う新法第三十六條の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡に係る同項に規定する買換資産について適用し、個人が同日前に行つた旧法第三十六條の二

第一項に規定する譲渡資産の譲渡に係る同項に規定する買換資産については、なお従前の例による。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置)

第九条 新令第二十五条の十の二第二十六項第三号(イに係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に行われる同号に規定する払戻し等について適用する。

(住宅借入金等を有する場合の特別税額控除に関する経過措置)

第十条 施行日から住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新令第二十六条第二十項(同条第三十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第二十項中「第十一条第一項」とあるのは、「第十条第二号」とする。

2| 新令第二十六条の三第一項に規定する債権者が改正法附則第三十四条第三項に規定する困難である旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を提出した場合には、当該債権者(次項において「特例適用債権者」という。)が同条第三項に規定する困難である事情が解消した旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書(次項において「解消届出書」という。)を提出する日までの間における新令第二十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「令和五年一月一日前に法第四十一条第一項の定めるところにより居住の用に供する家屋について同項又は法」とあるのは、「法第四十一条第一項又は」とする。

3| 特例適用債権者から借り入れた新令第二十六条の三第一項に規定する住宅借入金等(以下この項において「特例適用住宅借入金等」という。)の金額を有する新法第四十一条の二の三第一項の個人で当該特例適用住宅借入金等の金額につき新法第四十一条の規定の適用を受けたものが、その適用に係る新令第二十六条の二第八項に規定する証明書の交付の申請を行う場合には、当該特例適用債権者が解消届出書を提出する日までの間における同項の規定の適用については、同項第二号ロ中「の金額」とあるのは、  
一(租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和四年政令第四百四

十八号) 附則第十条第三項に規定する特例適用住宅借入金等を除く。) の金額」とする。

(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十一条 新令第二十六条の二十八の二(第六項第七号ロに掲げる施設に係る部分に限る。)の規定は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第二号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる法人の同条第一項第二号イ(2)若しくは第三号イ(2)又は第二項第一号イ(2)若しくは第二号イ(2)に掲げる要件に係る附則第一条第八号に定める日以後に終了する各事業年度における同令第二十六条の二十八の二第六項第五号に規定する判定基準寄附者(以下この条において「判定基準寄附者」という。)の数について適用し、これらの法人のこれらの要件に係る同日前に終了した各事業年度における判定基準寄附者の数については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新令第三章の規定は、法人(租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第二十条までにおいて同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十三条 改正法附則第四十条第二項の規定により同項各号に掲げる区域をそれぞれ新法第四十二条の九第一項の表の第一号から第四号までの第二欄に掲げる区域とみなして同条(これらの号に係る部分に限る。)の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令第二十七条の九第一項第一号から第四号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 新令第二十七条の九第一項第一号に掲げる場合 改正法附則第四十条第二項第一号に規定する経過旧観光地形成促進計画期間(以下「経過旧

観光地形成促進計画期間」という。）

二 新令第二十七条の九第一項第二号に掲げる場合 改正法附則第四十条第二項第二号に規定する経過旧情報通信産業振興計画期間（以下「経過旧情報通信産業振興計画期間」という。）

三 新令第二十七条の九第一項第三号に掲げる場合 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間

四 新令第二十七条の九第一項第四号に掲げる場合 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

2| 改正法附則第四十条第三項の規定により旧特定経済金融活性化産業に属する事業を新法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に掲げる事業とみなして同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令第二十七条の九第一項第五号の規定にかかわらず、経過旧経済金融活性化計画期間とする。

3| 新令第二十七条の九第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

4| 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間における新令第二十七条の九第七項及び第八項の規定の適用については、同条第七項中「沖縄振興特別措置法施行令」とあるのは「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和四年政令第 号）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法施行令」と、「同条第九号」とあるのは「沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号」とする。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十四条 新令第二十七条の十一の三の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする新法第四十二条の十一の三第一項に規定する特定建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十二条の十一の三第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十五条 改正法附則第四十三条第二項の規定により同項各号に掲げる区域をそれぞれ新法第四十五条第一項の表の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令第二十八条の九第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 新令第二十八条の九第一項第一号に掲げる場合 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間

二 新令第二十八条の九第一項第二号に掲げる場合 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

2| 改正法附則第四十三条第三項の規定により旧特定経済金融活性化産業に属する事業を新法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令第二十八条の九第一項第三号の規定にかかわらず、経過旧経済金融活性化計画期間とする。

3| 新令第二十八条の九第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第四十五条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

4| 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間における新令第二十八条の九第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「沖縄振興特別措置法施行令」とあるのは「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年政令第 号）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法施行令」と「同条第九号」とあるのは「沖縄振興特別措置法施行令第四号」とする。

5| 新令第三十条第四項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

6| 新令第三十条第四項の規定の適用については、同項の圧縮記帳規定の適用を受けたときには同項の当該事業年度前の各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとさ



れる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和二年改正前租税特別措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）において連結圧縮記帳規定（第二条の規定による改正後の令和二年改正前租税特別措置法施行令（以下「新令和二年改正前租税特別措置法施行令」という。）第三十九条の六十九第五項に規定する圧縮記帳規定をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の適用を受けたときを含むものとし、新令第三十条第四項の圧縮記帳規定の適用を受けた事業年度には当該連結圧縮記帳規定の適用を受けた連結事業年度を含むものとする。

7 新令第三十一条第二項及び第三項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

8 新令第三十一条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項の圧縮記帳規定の適用を受けたときには同項の当該事業年度前の各連結事業年度において連結圧縮記帳規定の適用を受けたときを含むものとし、同項の圧縮記帳規定の適用を受けた事業年度には当該連結圧縮記帳規定の適用を受けた連結事業年度を含むものとし、同条第三項の特別償却準備金には連結事業年度において積み立てた令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含むものとする。

（保険会社等の異常危険準備金に関する経過措置）

第十六条 租税特別措置法第五十七条の五第一項の異常危険準備金（連結事業年度において積み立てた令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）を積み立てている法人の施行日以後最初に開始する事業年度（第一号において「最初事業年度」という。）開始の日における前事業年度から繰り越された租税特別措置法第五十七条の五第六項に規定する異常危険準備金の金額（第一号において「異常危険準備金の金額」という。）のうち次の各号に掲げる保険に係る金額は、当該各号に定める金額とする。

一 新令第三十三条の二第四項第二号に掲げる保険 当該法人の最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度（以下この条において「改正前最終事業年度」という。）終了の日における異常危険準備金の金額のうち同項第二号から第四号までに掲げる保険に係る金額の合計額（次号及び第三号において「旧準備金残高」という。）に、これらの保険の改正前最

終事業年度における租税特別措置法第五十七条の五第三項に規定する正味収入保険料（以下この条において「正味収入保険料」という。）の合計額（次号及び第三号において「火災保険等正味収入保険料合計額」という。）のうちに新令第三十三条の二第四項第二号に掲げる保険の改正前最終事業年度における正味収入保険料の占める割合を乗じて計算した金額

二 新令第三十三条の二第四項第三号に掲げる保険 旧準備金残高に、火災保険等正味収入保険料合計額のうち当該保険の改正前最終事業年度における正味収入保険料の占める割合を乗じて計算した金額

三 新令第三十三条の二第四項第四号に掲げる保険 旧準備金残高に、火災保険等正味収入保険料合計額のうち当該保険の改正前最終事業年度における正味収入保険料の占める割合を乗じて計算した金額

（探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過措置）

第十七条 新令第三十四条第四項から第七項までの規定の適用については、同条第四項に規定する適用を受けた事業年度には同項に規定する前日までに開始した各連結事業年度で令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十一第一項の規定の適用を受けた連結事業年度を含むものとし、新令第三十四条第六項に規定する適用を受けた事業年度には同項に規定する開始の日の前日までに開始した各連結事業年度で令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十一第一項の規定の適用を受けた連結事業年度を含むものとし、新令第三十四条第七項に規定する適用を受けなかった場合には同項に規定する合併事業年度において令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十一第一項の規定の適用を受けなかった場合を含むものとし、新令第三十四条第七項に規定する最初の事業年度までの各事業年度には同項に規定する適格合併後令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十一第一項の規定の適用を受けた最初の連結事業年度後の各事業年度を含まないものとする。

2 | 新令第三十四条第四項及び第五項の規定により同条第三項に規定する採掘所得金額から控除する金額のうち施行日前に開始した事業年度に係る部分の金額の計算については、第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第三十四条第四項から第七項までの規定の例による。

第一項の規定は新令第三十四条第十二項において準用する同条第四項から第七項までの規定の適用について、前項の規定は同条第十二項において準用する同条第四項及び第五項の規定により同条第十二項において読み替えて準用する同条第四項に規定する海外採掘所得金額から控除する金額について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「第六十八条の六十一第一項」とあるのは「第六十八条の六十一第二項」と、前項中「第三十四条第四項から」とあるのは「第三十四条第十二項において準用する同条第四項から」と読み替えるものとする。

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除に関する経過措置)

**第十八条** 新令第三十九条の六第二項の規定は、新法第六十五条の五第一項に規定する農地所有適格法人が附則第一条第六号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、旧法第六十五条の五第一項に規定する農地所有適格法人が同日前に行った同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

**第十九条** 新令第三十九条の十四の三第一項第一号の規定は、租税特別措置法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、当該外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

20 新令第三十九条の二十四の二第一項第二号の規定は、法人が施行日以後に取得する株式について適用し、法人が施行日前に取得した株式については、なお従前の例による。

2 令和二年改正法附則第二十条第一項の規定の適用がある場合における新令第三十九条の二十四の二の規定の適用については、同条第三項第一号中「同条第二項」とあるのは「同条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。第十三項第一号ロ(1)及び(2)において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項」と、同条第十三項第一号ロ(1)及び(2)中「第五十七条第二項」とあるのは「第五十七条第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」とする。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

21 附則第一条第六号に定める日以後に旧法第七十条の四第一項に規定する農地等を農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この条において「基盤強化法等改正法」という。）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をした場合には、旧令第四十条の六第十一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第四号中「同法第二十条」とあるのは、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第五条第二項」とする。

2 基盤強化法等改正法附則第五条第一項の規定によりなお従前の例により同項に規定する同意市町村が同項の農用地利用集積計画を定めることのできる場合には、旧令第四十条の六第五十二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号ロ中「農業経営基盤強化促進法」とあるのは、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法」とする。

3 附則第一条第六号に定める日以後に旧法第七十条の六第一項に規定する特例農地等を基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めると

ころにより譲渡をした場合には、旧令第四十条の七第十項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「同法第二十条」とあるのは、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第五条第二項」とする。

4| 基盤強化法等改正法附則第五条第一項の規定によりなお従前の例により同項に規定する同意市町村が同項の農用地利用集積計画を定めることができる場合には、旧令第四十条の七第五十六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第二号中「農業経営基盤強化促進法」とあるのは、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法」とする。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十二條 新令第四十二条第一項、第四十二条の二の二第一項及び第四十二条の二の三第一項の規定は、施行日以後に取得をする新法第七十三条若しくは第七十四条の三第一項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋の所有権の移転の登記又は施行日以後に取得をする新法第七十五条に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得をした旧法第七十三条若しくは第七十四条の三第一項又は第七十五条に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

第二十三條 改正法附則第五十四条第二項の規定の適用がある場合における航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第十四条第一項の規定の適用については、同項第一号中「場所ごとの数量及びその合計数量」とあるのは「場所及び税率の異なるごとに区分した数量並びに税率の異なるごとに区分した合計数量」と、同項第二号中「課税標準数量」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準数量」とする。

2| 改正法附則第五十四条第二項の規定の適用がある場合における航空機燃料税法施行令（昭和四十七年政令第五十七号）第五条及び第九条の規定の適用については、同令第五条第一号及び第二号中「数量」とあるのは「税

率の異なるごとに区分した数量」と、同令第九条第二号及び第三号中「航空機燃料の数量」とあるのは「航空機燃料の税率の異なるごとに、その数量」とする。

（第二条の規定による改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

**第二十四条** 別段の定めがあるものを除き、新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三章の規定は、法人（令和二年改正前租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結子法人（同項第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人（同項第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下同じ。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係（同項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下同じ。）にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第二十五条** 改正法附則第五十六条第二項の規定により同項各号に掲げる区域をそれぞれ改正法第十二条の規定による改正後の令和二年改正前租税特別措置法（以下「新令和二年改正前租税特別措置法」という。）第四十二条の九第一項の表の第一号から第四号までの第二欄に掲げる区域とみなして同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第一項第一号から第四号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第一項第一号に掲げる場合 経過旧観光地形成促進計画期間
- 二 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第一項第二号に掲げる場合 経過旧情報通信産業振興計画期間
- 三 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第一項第三号に掲げる場合 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間
- 四 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第一項第四号

に掲げる場合 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

2| 改正法附則第五十六条第三項の規定により旧特定経済金融活性化産業に属する事業を新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に掲げる事業とみなして同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第一項第五号の規定にかかわらず、経過旧経済金融活性化計画期間とする。

3| 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正法第十二条の規定による改正前の令和二年改正前租税特別措置法（以下「旧令和二年改正前租税特別措置法」という。）第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

4| 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間における新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第七項及び第八項の規定の適用については、同条第七項中「沖縄振興特別措置法施行令」とあるのは「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和四年政令第 号）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法施行令」と、「同条第九号」とあるのは「沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号」とする。

（第二条の規定による改正に伴う地方活力向上地域等において特定建物等  
を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十六条 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の十一の三の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項に規定する特定建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う減価償却に関する経過措置）

第二十七条 改正法附則第五十九条第二項の規定により同項各号に掲げる区

域をそれぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十八条の九第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十八条の九第一項第一号に掲げる場合 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間

2| 二 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十八条の九第一項第二号に掲げる場合 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

改正法附則第五十九条第三項の規定により旧特定経済金融活性化産業に属する事業を新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十八条の九第一項第三号の規定にかかわらず、経過旧経済金融活性化計画期間とする。

3| 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十八条の九第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

4| 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間における新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十八条の九第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「沖縄振興特別措置法施行令」とあるのは「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和四年政令第 号）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法施行令」と、「同条第九号」とあるのは「沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号」とする。

5| 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十条第五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

6| 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十一条第三項及び第四項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用す



る。

（第二条の規定による改正に伴う探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過措置）

第二十八条 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十四条第四項及び第五項の規定により同条第三項に規定する探掘所得金額から控除する金額のうち施行日前に開始した事業年度に係る部分の金額は、新令和二年改正前租税特別措置法第五十八条第一項に規定する鉱物に国外にある石炭、亜炭及びアスファルトを含むものとして令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十四条第四項から第七項までの規定により計算した金額とする。

2| 前項の規定は、新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十四条第十二項において読み替えて準用する同条第四項及び第五項の規定により同条第十二項において読み替えて準用する同条第四項に規定する海外探掘所得金額から控除する金額について準用する。この場合において、前項中「第三十四条第四項から」とあるのは、「第三十四条第十二項において準用する同条第四項から」と読み替えるものとする。

（第二条の規定による改正に伴う内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十九条 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の十四の三第一項第一号の規定は、令和二年改正前租税特別措置法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、当該外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従

前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第三十条 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第一項第二号の規定は、法人が施行日以後に取得する株式について適用し、法人が施行日前に取得した株式については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う連結法人が沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十一条 改正法附則第六十四条第二項の規定により改正法附則第五十六条第二項各号に掲げる区域をそれぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第一号から第四号までの第二欄に掲げる区域とみなして新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同条第一項に規定する政令で定める期間は、新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の四十三第一項（新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、附則第二十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

2| 改正法附則第六十四条第三項の規定により旧特定経済金融活性化産業に属する事業を新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に掲げる事業とみなして新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同条第一項に規定する政令で定める期間は、新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の四十三第一項（新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第一項第五号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、経過旧経済金融活性化計画期間とする。

3| 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の四十三第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連

結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の第十三第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十二条 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の四十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う連結法人の減価償却に関する経過措置）

第三十三条 附則第二十七条第一項及び第二項の規定は、改正法附則第六十七条第二項の規定により改正法附則第五十九条第二項各号に掲げる区域をそれぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十七（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合及び改正法附則第六十七条第三項の規定により旧特定経済金融活性化産業に属する事業を同表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十七（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合について準用する。

2| 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の六十九第五項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

3| 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の七十第三項及び第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

（第二条の規定による改正に伴う連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例に関する経過措置）

第三十四条 改正法附則第六十八条第三項の規定により新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十三第二項の規定を読み替えて適用する場合における新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の九十第五項の規定の適用については、同項中「に該当する同項」とあるのは、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第六十八条第三項に規定する旧認定法人に該当する法第六十八条の六十三第二項」とする。

（第二条の規定による改正に伴う連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十五条 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の百十四の二第一項第一号の規定は、令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額について適用し、当該外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う連結法人が特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第三十六条 新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の百二十二第一項第二号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支

配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する株式について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得した株式については、なお従前の例による。

(租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第三十七条 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和三年政令第百十九号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第一条 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項及び第三十一項中「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 九 省 略

十 削除

十一・十二 省 略

(個人の減価償却に関する経過措置)

第八条 省 略

2 改正法附則第三十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十二条(第一項の表の第一号に係る部分に限る。)の規

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第一条 同 上

第二十六条第二項中「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加え、同条第二十項中「第十条第二号に規定する認定長期優良住宅」を「第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅(同法第十条第二号イに掲げる住宅に限る。)」に改め、同条第三十一項中「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 同 上

一 九 同 上

十 第一条中租税特別措置法施行令第二十六条第二十項の改正規定(住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

十一・十二 同 上

(個人の減価償却に関する経過措置)

第八条 同 上

2 改正法附則第三十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十二条(第一項の表の第一号に係る部分に限る。)の規

定に基づく旧令第六条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項から第五項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法」とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置法」と、「令和三年三月三十一日」とあるのは「令和三年十二月三十一日（当該地区のうち同日以前に租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第四百四十八号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第六条の三第九項第一号に規定する特定過疎地域持続的発展市町村計画が定められた市町村の区域にあつては、その定められた日の前日）」と、同条第三項中「過疎地域自立促進特別措置法」とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置法」とする。

3 〽 6 省 略

（法人の減価償却に関する経過措置）

第二十一条 省 略

2・3 省 略

4 改正法附則第五十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十五条（第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第二十八条の九第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項から第五項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法」とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置法」と、「令和三年三月三十一日」とあるのは「令和三年十二月三十一日（当該地区のうち同日以前に租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第四百四十八号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二十八条の九第九項第一号に規定する特定過疎地域持続的発展市町村計画が定められた市町村の区域にあつては、その定められた日の前日）」と、同条第三項中「過疎地域自立促進特別措置法」とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置法」とする。

5 〽 8 省 略

（地方自治法施行令の一部改正）

第三十八条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次の

定に基づく旧令第六条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項から第五項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法」とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置法」と、「令和三年三月三十一日」とあるのは「令和三年十二月三十一日（当該地区のうち同日以前に租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第一百十九号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第六条の三第九項第一号に規定する特定過疎地域持続的発展市町村計画が定められた市町村の区域にあつては、その定められた日の前日）」と、同条第三項中「過疎地域自立促進特別措置法」とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置法」とする。

3 〽 6 同 上

（法人の減価償却に関する経過措置）

第二十一条 同 上

2・3 同 上

4 改正法附則第五十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十五条（第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第二十八条の九第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項から第五項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法」とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置法」と、「令和三年三月三十一日」とあるのは「令和三年十二月三十一日（当該地区のうち同日以前に租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第一百十九号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第二十八条の九第九項第一号に規定する特定過疎地域持続的発展市町村計画が定められた市町村の区域にあつては、その定められた日の前日）」と、同条第三項中「過疎地域自立促進特別措置法」とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置法」とする。

5 〽 8 同 上

ように改正する。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）  
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	省略	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）	租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）	引揚者給付金等支給法施行令（昭和
事務	省略	省略	一 省略 二 第十九条第十一項及び第十二項第四号、第十九条の六第三項、第二十六条第二十二項（同条第三十二項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五第九項及び第十項第四号、第四十条の六第四項、第六項、第十項、第十五項、第十八項第二号、第四十四項及び第五十一項第四号（第四十条の七第五十五項において準用する場合を含む。）、第四十条の七第二項、第五項、第九項、第十九項第二号及び第四十九項、第四十条の七の六第十七項第四号、第四十条の九第四項、第四十一条並びに第四十二条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	省略

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）  
備考 同上

政令	同上	同上	同上	同上
事務	同上	同上	一 同上 二 第十九条第十一項及び第十二項第四号、第十九条の六第三項、第二十六条第二十二項、第三十八条の五第九項及び第十項第四号、第四十条の六第四項、第六項、第十項、第十五項、第十八項第二号、第四十四項及び第五十一項第四号（第四十条の七第五十五項において準用する場合を含む。）、第四十条の七第二項、第五項、第九項、第十九項第二号及び第四十九項、第四十条の七の六第十七項第四号、第四十条の九第四項、第四十一条並びに第四十二条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	同上

三十二年政令第百  
十二号)

省略	省略
----	----

(構造改革特別区域法施行令の一部改正)

第三十九条 構造改革特別区域法施行令(平成十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

(酒税法の特例に関する申請等)

第五条 省略

257 省略

8 法第二十七条第一項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

省略	省略	省略	省略
租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)	第四十六条の八の二第五項	輸出酒類販売場の	輸出酒類販売場(当該輸出酒類販売場が体験製造場(構造改革特別区域法第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項並びに第四十六条の八の四第一項及び第五項において同じ。)であるとき、又は法第八十七条の六第八項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場(同法第二十七条第三項に規定する主製造場をいう。第四十六条の八の四第一項及び第五項において同じ。))

同上	
同上	

(酒税法の特例に関する申請等)

第五条 同上

257 同上

8 同上

同上	同上
	第四十六条の八の二第四項
同上	同上
同上	同上



9  
省略

省略		
省略	省略	
省略	省略	
省略	省略	の

9  
同上

同上		
同上	同上	
同上	同上	
同上	同上	